

令和7・8年度 舞鶴市建設工事一般競争(指名競争) 入札参加資格審査申請書の受付について

【建設工事（市内業者）】

令和7・8年度に舞鶴市が発注する建設工事に係る入札等に参加しようとする方（市内業者：舞鶴市内に建設業法第3条の規定に基づく本店を有する方）は、下記の事項をよくお読みの上、必要な書類を提出してください。

申 請 の 手 続

1. 申請できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、申請できません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書を提出するときに市税を滞納している者
- (5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (6) 資格審査申請書の提出期限の属する年の1月31日の1年7月前の直後の営業年度終了の日以後に受けた直近の経営事項審査において審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高のない者
- (7) 資格審査申請書を提出するときまでに市が発注した建設工事に関する債務を履行していない者
- (8) 舞鶴市暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者
- (9) 健康保険、年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く）

なお、資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者には、市の建設工事の入札に参加する者に必要な資格は認められません。

2. 提出書類等

○印：必須書類 ▲印：該当する場合に提出

	提出書類	提出	様式等	詳細説明・記入例 記載場所
(1)	建設工事競争入札参加資格審査申請書 (①、②)	○	市様式	P3, 別紙
(2)	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	写し	P3
(3)	建設業許可通知書 又は 建設業許可証明書	○	写し	P3
(4)	専任技術者一覧表 (営業所の専任の技術者)	○	写し	P3
(5)	工事経歴書	○	写し	P3
(6)	技術職員名簿	○	写し	P3
(7)	(7)-1 技術者・現場代理人名簿 (既登録業者) (7)-2 現場代理人名簿 (新規のみ)	▲	市様式	P3, 4
(8)	監理技術者資格者証 (表裏両面)	▲	写し	P4
(9)	納税証明書 (市税) (滞納のない旨の証明書)	○	写し可	P4
(10)	納税証明書 (消費税及び地方消費税)	○	写し可	P4
(11)	登記事項証明書	▲	写し可	P4
(12)	身分証明書	▲	写し可	P4
(13)	1級又は2級舗装施工管理技術者資格者証	▲	写し	P5
(14)	舞鶴市浄化槽設置工事に係る資料	▲	写し	P5
(15)	I S O登録証	▲	写し	P5
(16)	K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード登録証	▲	写し	P5
(17)	不当要求防止責任者講習に関する京都府公安委員会発行の受講修了書	▲	写し	P5
(18)	保護観察対象者等雇用に関する証明書	▲	写し	P6
(19)	誓約書	○	市様式	P6
(20)	業者カード	○	市様式	P6, 別紙
(21)	受付受領書	○	市様式	P6
(22)	提出書類セルフチェックシート	○	市様式	P6
(23)	返信用封筒	▲		P6

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書

- * 市様式を使用してください。
- * 申請書①・②両方に記入してください。（両面印刷可）
- * 提出書類等『(20) 業者カード』の記入内容と一致させてください。
- * 書き方の詳細は別紙の記入例をご覧ください。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

- * 写しを提出してください。
- * 総合評定値Pの記載があるものに限りです。
- * 審査基準日が令和5年7月1日から令和7年1月31日までのもので、最新のもの(再審査を含む)を提出してください。

(3) 建設業許可通知書又は建設業許可証明書

- * 写しを提出してください。
- * 許可の有効期限が経過していて、更新申請中の場合は、建設業許可申請書（更新手続に使用したもので、管轄土木事務所等の受付押印又は受理証明のあるもの）を提出してください。

(4) 専任技術者一覧表（営業所の専任の技術者）

- * 建設業許可申請に係る『専任技術者一覧表（別紙(4)）』又は『専任技術者証明書（様式第八号）』の写しを提出してください。

(5) 工事経歴書

- * 経営事項審査に提出されたものの写し直近1年分を、A4サイズで提出してください。
- * 入札を希望する業種に係るものを提出してください。

(6) 技術職員名簿

- * 経営事項審査の際に添付した「技術職員名簿」の写しを提出してください。
- * 現時点で、技術者及び資格に変更がある場合は、修正・追加を赤字で記入してください。
- * 技術者及び資格の追加がある場合はその内容に応じて雇用関係（別紙参照）及び技術者資格等が確認できる書類の写しを添付してください。
- * 新しく実務経験の追加がある場合は、『実務経験を証する証明書（舞鶴市様式）』及び『実務経験証明書（建設業法第3条関係様式第九号参照）』（舞鶴市ホームページ掲載）が必要となります。

(7)-1 技術者・現場代理人名簿（継続登録の方）

- * 舞鶴市から送付した「技術者・代理人名簿」を使用して提出してください。
- * 修正・追加が必要な場合は赤字で記入してください。
- * 技術者及び資格の追加がある場合、提出書類等『(6) 技術職員名簿』に記載されていない場合はその内容に応じて雇用関係（別紙参照）及び技術者資格等が確認できる書類の写しを添付してください。
- * 新しく実務経験の追加がある場合は、『実務経験を証する証明書（舞鶴市様式）』及び『実務経験証明書（建設業法第3条関係様式第九号参照）』（舞鶴市ホームページ掲載）が必要となります。
- * 現場代理人については、「(6) 技術職員名簿」に記載されている方以外で、申請者と直接的な雇用関係にあり、請負工事の現場代理人となり得る方を記載してください。既に現場代理人として名簿に印字のある方も含め、雇用関係を確認できる書類（別紙参照）を添付してください。

(7)-2 現場代理人名簿（新規登録の方）

【提出対象者】 「(6) 技術者名簿」に記載されている方以外で、申請者と直接的な雇用関係にあり、請負工事の現場代理人となり得る方がいる方

*記載された方については、雇用関係を確認できる書類（別紙参照）を添付してください。

(8) 監理技術者資格者証

【提出対象者】 特定建設業の許可を有する方

*監理技術者資格者証（表裏両面）の写しを提出してください。

(9) 納税証明書（市税）

*市税の滞納のない旨の証明書（発行日が令和6年11月1日以降のもの）を提出してください。

*舞鶴市の税務課、西支所窓口係又は加佐分室で発行手続きをしてください。

(10) 納税証明書（消費税及び地方消費税）

*消費税及び地方消費税の滞納のない旨の証明書（発行日が令和6年11月1日以降のもの）を提出してください。（納税証明書「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）

*発行手続きは、税務署窓口又はオンライン請求（e-Tax）をご利用ください。

オンライン請求をご利用いただくと、税務署へ出向くことなく、自宅やオフィスからいつでも納税証明書を請求できます。

オンライン請求の方法は以下のリンクをご参照ください。

○国税庁ホームページより

「電子納税証明書（PDF）がとても便利です！」（PDF/160KB）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021010-049.pdf>

「電子納税証明書がさらに便利に！スマホで請求！スマホで受取」（PDF/8,774KB）

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0022008-056_01.pdf

「オンラインでの交付請求方法」

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm#online>

*電子納税証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。

*非課税又は免税の場合でも証明書は発行されます。

(11) 登記事項証明書

【提出対象者】 法人

*令和6年11月1日以降に発行されたものを提出してください。

*履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書のどちらかを提出してください。

(12) 身分証明書

【提出対象者】 個人事業主

*令和6年11月1日以降に発行されたものを提出してください。

*日本国籍の場合は身分証明書、外国籍の場合は住民票（マイナンバーの記載なし）を提出してください。（免許証・保険証等は不可）

*本籍地の市町村（市民課等窓口）で発行手続きをしてください。

(13) 1級又は2級舗装施工管理技術者資格者証

【提出対象者】 舗装工事の入札の参加を希望される方

- * (財) 道路保全技術センター又は (一社) 日本道路建設業協会発行の資格者証の写しを提出してください。

(14) 舞鶴市浄化槽設置工事に係る書類

【提出対象者】 舞鶴市が発注する浄化槽設置工事の入札に参加を希望される方

- * 以下のものを提出してください。

- (ア) 特例浄化槽工事業者届出書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書の写しのいずれか新しいもの
- (イ) 浄化槽設備士の浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証の写し及び雇用関係が確認できる書類 (健康保険被保険者証の写し等)
- (ウ) 下水道排水設備指定工事業者の認定書の写し

★舞鶴市浄化槽設置工事の入札参加資格

次のすべての要件を満たす方で、本市の登録を受けた方です。

- (1) 舞鶴市内に本社を有する者で、当該年度の建設工事競争入札参加資格の「管工事」に登録可能なものであること。^{※1}
- (2) 管工事業の建設業許可を受けていること。
- (3) 浄化槽法の規定による京都府知事への届出 (特例浄化槽工事業者) をしていること。
- (4) 浄化槽設備士を常時、直接雇用していること。
- (5) 舞鶴市公共下水道条例に基づく下水道排水設備指定工事業者の指定を受けていること。
- (6) 建設業法、浄化槽法その他関係法令に違反なく工事施工が可能なこと。

※1 入札参加資格審査申請において、新規に「管工事」を申請される場合は、経営事項審査において管工事の完成工事高がないと申請を行うことはできませんが、「舞鶴市浄化槽設置工事の管工事」に限り、「土木一式」、「建築一式」の登録申請業者が申請時点で管工事の建設業許可を有している場合は、当該申請を認めることとします。

(15) ISO登録証

【提出対象者】 ISO9001又はISO14001を取得している方

- * 写しを1部提出してください。

(16) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード登録証

【提出対象者】 KESの認証 (ステップ1又はステップ2) を取得している方

- * 特定非営利活動法人KES環境機構の認定が確認できる登録証の写しを1部提出してください。ただし、(15) ISO登録証を提出される方は、(16) KESによる加点はありませんので提出不要です。

(17) 不当要求防止責任者講習に関する京都府公安委員会発行の受講修了書

【提出対象者】 令和3年4月以降[※]に不当要求防止責任者の受講を修了している方

- * 令和3年4月以降に京都府公安委員会が発行した受講修了書(修了者が、入札参加資格の申請時において、当該事業者に所属している者であること)の写しを1部提出してください。

(18) 保護観察対象者等雇用に関する証明書

【提出対象者】保護観察対象者等を雇用している方

* 京都保護観察所が発行する保護観察対象者等雇用に関する証明書の写しで、発行日が令和7年2月1日以降のものを1部提出してください。

* 証明書の主な発行要件は以下のとおりです。

① 令和7年1月31日（以下「基準日」という。）時点で京都保護観察所に協力雇用主登録がしてあること。

② 同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が基準日時点で3ヶ月以上継続していること。

* 他都道府県の保護観察所が発行する証明書は対象とはなりません。

(19) 誓約書

* 暴力団員等及び暴力団密接関係者の排除に関して、本市指定の誓約書を提出してください。

(20) 業者カード

【継続登録の方】 舞鶴市から送付した業者カードを使用してください。

【新規登録の方】 市様式を使用してください。

* 書き方の詳細は別紙『業者カード記入要領』及び『業者カード記入例』をご覧ください。

(21) 受付受領書

* 受付印を押してお返ししますので、業者名、代表者名を記入して、提出してください。

(22) 提出書類セルフチェックシート

* 業者名を記入し、提出書類について様式や必要事項の記入等を確認のうえ、チェックして提出してください。

(23) 返信用封筒

【提出対象者】郵送で申請される方

* 郵送で申請される場合は、受付受領書をお返しする封筒（110円切手を貼付したものを1部同封してください。表面には返信先の郵便番号、所在地、業者名を記入してください。

行政書士による代理申請

* 舞鶴市の入札参加資格審査申請において、行政書士による代理申請を行うことができます。代理申請とは、申請者本人（本社）が申請代理人（行政書士）に申請手続きについての代理権を授与し、申請代理人が申請行為を行うことをいいます。代理申請を行う場合は舞鶴市様式の委任状を提出してください。

その他

* 事業協同組合については、提出書類の他に事業協同組合員名簿を提出してください。なお、事業協同組合が、中小企業庁の官公需適格組合の証明（証明基準3-①の別：イ）を受けている場合において、「事業協同組合に係る総合点数の算定に関する特例」の適用を希望するときは、上記事業協同組合員名簿の他に官公需適格組合審査対象者名簿及び中小企業庁が証明する官公需適格組合証明（写し可）を併せて提出してください。

3. 申請の時期及び提出先

- (1) 申請の期間 **令和7年2月1日(土)～同年2月28日(金)**
郵送による提出は、令和7年2月28日(金)の消印まで有効。
申請書類に不備があれば再度提出していただくこともありますので、
余裕を持って申請してください。
- (2) 提出先 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市役所 総務部契約検査室契約課
- (3) 提出部数等 書類の提出部数は全て**1部**です。書類は、(1)～(19)を番号順にA4ファイル(水色)に綴じ、表紙及び背表紙に業者名を記載してください。
(20)～(23)は綴じ込まないで提出してください。
- (4) 提出方法 (原則) **郵送**

窓口受付時間は、平日 午前8時30分～午後5時です。

4. 電子入札システムへの利用者登録について

舞鶴市では京都府の電子入札システムを利用して、電子入札を行っています。利用環境の整っている方は、令和7年4月以降に「舞鶴市」の利用者登録もお願いします。

5. その他

- (1) 提出された書類に不備があると受付・登録できない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 審査結果は、格付けを付して後日通知します。
- (3) 登録後、舞鶴市ホームページと市政情報コーナーに一覧を掲載します。(令和7年4月上旬予定)
- (4) 今回の申請による登録有効期間は上記通知をした日の翌日から令和9年3月31日までです。
今回登録された場合の次回の申請受付は令和9年2月の予定ですが、中間年度の格付に関して追加資料が必要となります。
なお、入札、資格審査等に関する情報については、舞鶴市ホームページにも適宜掲載しておりますのでご覧ください。(<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/>)

- (5) 申請後において、次の事項に変更があった場合は、直ちに「変更届」を契約課に提出してください。（様式は舞鶴市ホームページからダウンロードできます。）

変更事項	添付書類
商号又は名称 所在地 代表者 電話番号、FAX番号	建設業許可の変更届の写し (管轄土木事務所の受付印のあるもの) + 法人は登記事項証明書
建設業許可番号、許可年月日、許可区分	許可通知書の写し
受任者	委任状
営業所の専任の技術者	建設業許可申請に係る「専任技術者一覧表」(別紙4)若しくは「専任技術者証明書」(様式第八号)の写し
技術者・現場代理人名簿	・追加の場合は資格を証する書類(技術者のみ)及び雇用関係を確認する書類(健康保険被保険者証の写し等) ・削除の場合は任意の様式で構いません。

- (6) 入札参加資格を持つ者が、次のような場合等に該当し、その資格の承継を希望するときは、建設業許可の手続後直ちに「承継申請書」を契約課に提出してください。

事 項	承継できる者
建設業者(個人)が死亡したとき	相続人
建設業者(個人)が老齢又は疾病のため建設業に従事できなくなったとき	2親等以内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
個人が法人を設立したとき	設立された法人
協同組合等解散し、法人を設立したとき	設立された法人

※添付書類等の詳細は、契約課までお問い合わせください。

- (7) その他、不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒625-8555

舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市総務部契約検査室契約課

TEL(0773)66-1065(直通)

業者カード記入要領（市内建設）

この記入要領において「経審の結果通知」とは「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」をいいます。

- 新規登録の方は、すべての項目について黒インク又は黒ボールペン（消せるタイプではないこと、以下同様）で正確に記入してください。
- 継続登録の方には、現在の登録内容が印刷されたものを送付しています。申請時点で内容に変更がある箇所を二重線で訂正のうえ、正しい内容を赤ボールペンで記入してください。
なお、業種情報、経営情報のうち経営事項審査の評点にかかる項目については、毎年変更があるため印刷していませんので、この記入要領に基づき赤ボールペンで記入してください。
- 基本情報の項目において変更がある場合は、「変更届」（共通様式）を添付してください。（変更届提出済の場合は不要）
- 記入内容については、添付した申請書類と一致させてください。
- カード内の網掛部分については記入の必要はありません。

基本情報の記入について

- ・受付番号…… 記入不要です。
- ・業者コード…… 新規登録の方は記入不要です。
- ・許可番号…… 「建設工事競争入札参加資格審査申請書」から転記してください。
- ・継続区分…… 「新規」「継続」の別を記入してください。
- ・業者区分…… 「市内」と記入すること。
- ・建退共区分…… 建設業退職金共済制度への「加入」「未加入」「その他（建退共以外の組織に加入しているもの）」の別を記入してください。
- ・業者名カナ…… カタカナで記入してください。
- ・法人区分…… 「株式会社」「有限会社」「合資会社」「合名会社」「合同会社」「一般社団法人」「公益社団法人」「個人」「その他」の別を記入してください。
- ・前後区分…… 上記法人区分が前に付くか、後に付くかによって「前」「後」の別を記入してください。個人の場合は記入不要です。
- ・登録先情報…… 必ず記入してください。支店（営業所）名については、記入不要です。
電話番号、FAX番号は市外局番から記入し、市外局番、市内局番及び番号は「-（ハイフン）」で区切ってください。
- ・本店情報…… 市内業者は記入不要です。

業種情報の記入について

- ・希望業種・・・表に記載されている工事業種ごとに、次に掲げる要件を満たしているもので、入札の参加を希望するものについてのみ○印を記入してください。

1. 建設業の許可を受けていること。
2. 経営事項審査を受けていること。
3. 経営事項審査において審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高があること。

上記要件の1～3のうちいずれか1つでも要件を満たさない場合は、入札の参加を希望できません。

- ・許可区分・・・希望業種の「特定」「一般」の別を記入してください。
- ・総合評定値(P)・・・希望業種の総合評定値を添付した経審の結果通知から転記してください。

経営情報の記入について

- ・資本金・・・添付した経審の結果通知の「資本金額」を転記してください。(単位千円)
- ・自己資本金・・・添付した経審の結果通知の「自己資本額」を転記してください。(単位千円)
- ・営業年数・・・添付した経審の結果通知から転記してください。
- ・職員数・・・建設業従事職員数を記入してください。(経審には記載されていない項目のためご注意ください。)
- ・技術職員数・・・添付した経審の結果通知の「技術職員数」のそれぞれの人数を転記してください。
- ・評点(X₂)・・・添付した経審の結果通知から転記してください。
- ・経営状況(Y)・・・添付した経審の結果通知から転記してください。
- ・その他(W)・・・添付した経審の結果通知から転記してください。

その他欄の記入について

- ・ISO・・・市内業者で取得している場合は記入してください。
- ・KES・・・市内業者で取得している場合はステップ1かステップ2のいずれかに丸をしてください。
- ・納税状況・・・記入不要です。
- ・不当要求防止責任者・・・市内業者で受講を修了し、修了書の発行を受けている場合は有に、受講していない場合は無に丸をしてください。

〈記入例〉

建設工事競争入札参加資格審査申請書

業種コード					
0	1	0	0	0	0

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

令和 7 年 2 月 1 日

申請者 経営事項審査結果通知書のものとの相違	同	(フリガナ)	シナイケンセツ		
	異	商号又は名称	株式会社 市内建設		
	同	(フリガナ)	シナイ タロウ		
	異	代表者名	代表取締役 市内 太郎 		
	同	主たる営業所の所在地	京都府舞鶴市字〇〇1044		
	異	郵便番号	625-XXXX	法人・個人の区分	同 異 法人 個人
異	電話番号	0773-〇〇-〇〇〇〇			
申請代理人		(申請代理人の氏名及び押印)			
※行政書士が代理申請する場合のみ		行政書士		北吸 花子 	

令和7・8年度における舞鶴市の発注する建設工事の競争入札参加資格をうけたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

建設業の許可番号	大臣知事コード	2 6	国土交通大臣 (京都府)  許可	 特	-	0 2	第	1 1 1 1 1 1	号
----------	---------	-------	---	---	---	-------	---	-----------------------	---

支店・営業所の名称	市内業者 記入不要欄
代理人役職名	
代理人氏名	
郵便番号	
支店・営業所の住所	
支店・営業所の電話番号	

◆舞鶴市内に営業所(本店を含む)がある業者のみ、以下ご記入ください。

営業所の専任の技術者氏名	市内 太郎	(業種) (土)(舗)(水)	S ○ 年 △ 月 □ 日生
	市内 次郎	(業種) (建)	S ● 年 ▲ 月 ■ 日生
		(業種)	年 月 日生

…既に舞鶴市に登録のある方は記入してください。新規登録の方は記入不要です。

【経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書との相違】
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書と同じか又は異なるかについて、該当する所を○で囲んでください。

…商号又は名称のフリガナを記入してください。

…商号又は名称を記入してください。(略等、略称可)

…代表者名のフリガナを記入してください。

…代表者名を記入してください。契約書等で使用する印鑑で押印してください。

…主たる営業所の所在地を記入してください。

…郵便番号を記入してください。
法人・個人のいずれかを丸で囲んでください。

…電話番号を記入してください。

行政書士による代理申請の場合は行政書士の氏名を記入し、委任状の受任者欄に押印したものと同一印を押印してください。この場合、代表者名欄への代表者の押印は不要です。

大臣許可は00、京都府知事許可は26を記入してください。

国土交通大臣又は知事のいずれかを丸で囲み、知事許可の場合は府県名を()内に記入してください。

…許可区分が、一般建設業のみの場合は「般」を、特定建設業のみの場合は「特」を○で囲んでください。一般・特定のいずれもある場合は、「般・特」を○で囲んでください。
許可年度を表す数字については、現在有効なものが複数ある場合は、最も古いものを記入してください。許可番号は右詰で記入し、左余白は0を記入してください。

…市内業者は記入不要です。

…営業所専任の技術者の氏名、該当業種及び生年月日を記入してください。

〈記入例〉

業者名 株式会社 市内建設

業者コード 0 1 0 0 0 0

業 種 区 分 番 号	建設業の種類 (建設工事の種類)			許可を受けている建設業の種類		経営事項審査を受けている建設業の種類	建入 設 札 工 事 希 望 す る 類	許可年月日			許可更新 手続 (更新申請中の場合は ○で囲むこと)					
	一般建設業	特定建設業		年	月			日								
01	土	木	(土)		○	○	○	0	3	0	6	1	3	申請中		
02	建	築	(建)	○		○	○	0	2	0	3	0	1	申請中		
03	大	工	(大)	○										申請中		
04	左	官	(左)	○										申請中		
05	と	び	・	土	工	(と)								申請中		
06		石	(石)											申請中		
07	屋	根	(屋)											申請中		
08	電	気	(電)											申請中		
09		管	(管)											申請中		
10	タイル	れんが	ブロック	(タ)										申請中		
11	鋼	構	造	物	(鋼)									申請中		
12	鉄	筋	(筋)											申請中		
13	舗	装	(舗)		○	○	○	0	3	0	6	1	3	申請中		
14	し	ゅ	ん	せ	つ	(しゅ)								申請中		
15	板	金	(板)											申請中		
16	ガ	ラ	ス	(ガ)										申請中		
17	塗	装	(塗)	○		○	○	0	2	0	3	0	1	申請中		
18	防	水	(防)											申請中		
19	内	装	仕	上	(内)									申請中		
20	機	械	器	具	設	置	(機)							申請中		
21	熱	絶	縁	(絶)										申請中		
22	電	気	通	信	(通)									申請中		
23	造	園	(園)											申請中		
24	さ	く	井	(井)										申請中		
25	建	具	(具)											申請中		
26	水	道	施	設	(水)		○	○	○	0	3	0	6	1	3	申請中
27	消	防	施	設	(消)										申請中	
28	清	掃	施	設	(清)										申請中	
29	解	体	(解)												申請中	

●「許可を受けている建設業の種類」

許可を受けているすべての業種について、一般建設業、特定建設業に区分して、それぞれ該当する所に○印を記入してください。

●「経営事項審査を受けている建設業の種類」

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に基づき、該当する所に○印を記入してください。

●「入札を希望する建設工事の種類」

次に掲げる要件のすべてを満たしており、かつ入札の参加を希望する業種に○印を記入してください。

【要件】

- 1 建設業の許可を受けていること。
- 2 経営事項審査を受けていること。
- 3 経営事項審査において審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高があること。

※上記要件の1～3のうちいずれか1つでも要件を満たさない場合は、入札の参加を希望できません。

●「許可年月日」

入札を希望する建設工事についてのみ、許可年月日を記入してください。年については、和暦で記入してください。また、右詰とし、空白は0を記入してください。

●「許可更新手続」

申請時点で許可更新中の場合は、前回の許可年月日を記入し、「許可更新手続」欄の「申請中」の文字を○で囲んでください。

<記入例>

令和7・8年度

新規登録の方は「新規」と記入してください。

建設工事業者カード

舞鶴市

基 本 情 報			
受付番号		業者コード	010000
許可番号	26-02-111111	継続区分	継続
業者区分	市内	建退共区分	加入
業者名カナ	シナイケンセツ		
業者名漢字	市内建設		
法人区分	株式会社	前後区分	前
登録先情報	支店(営業所)名	市内業者記入不要欄	
	代表者職名	代表取締役	
	代表者名カナ	シナイ タロウ	
	代表者名	市内 太郎	
	郵便番号	625-××××	
	所在地	京都府舞鶴市字〇〇〇〇1044	
電話番号	0773-〇〇-〇〇〇〇	F A X 番号	0773-〇〇-〇〇〇〇
本店情報	代表者職名	市内業者記入不要欄	
	代表者名カナ	市内業者記入不要欄	
	代表者名	市内業者記入不要欄	
	郵便番号	市内業者記入不要欄	
	所在地	市内業者記入不要欄	
	電話番号	市内業者記入不要欄	

記入不要です。継続登録の方は印字されています。新規登録の方は市で記入します。

業 種	希 望	許 可	総合評定値(P)	業 種	希 望	許 可	総合評定値(P)
1. 土木	○	特定	900	16. ガラ			
2. 建築	○	一般	758	17. 塗装	○	一般	780
3. 電気				18. 防水			
4. 管工				19. 内装			
5. タイ				20. 機械			
6. 鋼構				21. 熱絶			
7. 屋根				22. 通信			
8. 電気				23. 水道	○	特定	700
9. 管工				24. 舗装	○	特定	830
10. タイ				25. しゅ			
11. 鋼構				26. 板金			
12. 鉄筋				27. 1級技術者			5 人
13. 舗装	○	特定	830	28. 2級技術者			5 人
14. しゅ				29. その他			5 人
15. 板金				職員数			20 人
経営情報	資本金	20,000 千円	54,000	評点(X2)	815	経営状況(Y)	840
	自己資本金	50,000 千円	11	その他(W)			1300
	営業年数	10 年		ISO	9001	KES	ステップ1・ステップ2
	職員数	20 人		納税状況	記入不要欄	不当要求防止責任者	有・無

提出される経審結果の数値を記入してください。

経審結果にはありません。技術者、事務職員等常勤職員の総人数を記入してください。

市内業者
記入不要欄

雇用関係及び社会保険等への加入の確認について

雇用関係の確認

次の①及び②に該当がある場合は下記の書類を添付してください。

- ①経営事項審査の際に添付した「技術職員名簿」にその後追加した技術者がある場合（あらかじめ送付された「技術者・現場代理人名簿」に印字されている場合を除く）
- ②「技術者・現場代理人名簿」に現場代理人としてのみ記載される方がいる場合（既に現場代理人として名簿に印字のある方も提出が必要）

【健康保険（社会保険）の適用事業所の場合】

次の①から⑤のいずれかを提出してください。なお、事業所名の記載がない場合は、雇用保険被保険者証等を合わせて提出してください。

- ①健康保険被保険者証の写し
- ②保険者（国民健康保険組合、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）より発行された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の写し
- ③マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルを印刷したもの
- ④健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は、健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ⑤後期高齢者の場合は当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票の写し

【健康保険（社会保険）の適用事業所以外の場合】

次の①から③のいずれかを提出してください。

- ①ア及びイ
ア雇用保険被保険者証などの雇用保険の加入を証する書類の写し
イ住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し又は、源泉徴収票の写し
- ②所属先事業所名記載のある国保組合の被保険者証又は、証明書等
- ③後期高齢者の場合は事業所名記載の前年分の源泉徴収票の写し

注意

- ・写し等については、別紙 健康保険被保険者証（写）等提出時におけるマスキング処理のお願いを参照の上、提出してください。
- ・提出された内容により雇用関係の確認ができない場合は、その他の書類の提出を求められることがあります。

社会保険等への加入の確認

加入義務があるにもかかわらず社会保険等に加入していない者又は加入する予定が無い者は、入札参加資格審査申請をすることができません。

入札参加資格申請時に社会保険等への加入の有無を次のとおり提出書類『経営事項審査結果通知書』で確認します。

- ・雇用保険加入の有無が「有」又は「除外」であること。
- ・健康保険加入の有無が「有」又は「除外」であること。
- ・厚生年金保険加入の有無が「有」又は「除外」であること。

【経営事項審査を受けた後に加入した場合】

下記の追加書類を提出してください。

【申請時には未加入で、令和7年3月31日までに加入する者】

「社会保険等加入に係る意思表示書」を提出してください。
また、令和7年3月31日までに下記の追加書類を提出してください。

※追加書類

下記の1、2どちらも提出してください。

- 1 健康保険・厚生年金保険の加入の確認書類：(1)～(5)のいずれか(写し可)
 - (1) 保険料納付に係る「領収証書」
 - (2) 保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」
 - (3) 保険料納付に係る「社会保険納入確認書」
 - (4) 「健康保険・厚生年金保険取得確認及び標準報酬決定通知書」
 - (5) 加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」(提出先での受付済印)

- 2 雇用保険の加入の確認書類：(1)及び(2)又は、(3)、(4)のいずれか(写し可)
 - (1) 「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - (2) (1)により申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」
 - (3) 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」(事業主通知用)
 - (4) 雇用保険適用事業所設置届出事業主控(提出先での受付済印)

入札参加資格登録業者 各位

舞鶴市総務部契約検査室契約課

入札・契約に当たっての留意事項について (お知らせ)

入札・契約に当たっては下記の事項に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 工事現場に配置することができる技術者及び現場代理人の登録について

契約における技術者等の適正な配置のため、入札参加資格審査申請において、技術者の他に現場代理人等を登録していただきます。

技術者等に追加・削除等の変更が生じた場合は、その都度届けを提出してください。

(対象)

- 技術者
- 現場代理人
- 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者）
- 監理技術者（特定建設業許可の場合）

2. 技術者等の適正配置について

入札参加に当たっては、技術者等の適正配置について、建設業法等に規定している次の事項に留意してください。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければなりません。
- (2) 下請契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）を配置しなければなりません。
- (3) 現場代理人及び工事現場に配置される技術者は、自社と直接的な雇用関係にある者でなければなりません。
なお、工事現場に配置される専任の技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければなりません。

- 「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいいます。
- 「入札の申込みのあった日」とは、次の日をいいます。
通常指名競争入札 = 入札の執行日

条件付一般競争入札	= 競争参加資格の確認基準日
随意契約	= 見積書の提出日

- (4) 工事現場に配置される技術者の工期途中での交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、原則として認められません。途中交代が認められるのは、技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合です。
 監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的なものは、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置してください。
- (5) 営業所技術者等は、工事現場の現場代理人にはなれません。
 現場代理人は、常駐での配置が必要です。
 営業所技術者等は、現場に常駐する現場代理人と兼任することができません。
- (6) 技術者等の複数工事への配置に関する取扱いについては、「舞鶴市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの一部変更等について（お知らせ）」（令和7年2月）をご覧ください。

3. 入札に関する提出書類について

- (1) 入札辞退届
 入札を希望しない場合には、入札書提出締切日時に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
 市以外の発注工事等で技術者等が配置されていること等の事情により、技術者及び現場代理人を適正に配置できない時は、入札辞退届を提出し、入札を辞退してください。
 なお、契約時において適正な技術者や現場代理人を配置できない場合は、契約を辞退していただくことや、競争入札参加の停止措置等を受けることがあります。
- (2) 兼任配置予定調書
 専任の主任技術者及び現場代理人の配置について、一定の条件を満たす場合に限り、他の工事との兼任を認めています。
 兼任条件の範囲内で他の工事と兼任して現場代理人又は主任技術者を配置しようとする入札者は、原則、入札書提出時に「兼任配置予定調書」を添付することが必要です。
 兼任条件等詳細は、市ホームページ→事業者の方へ→入札関係規定→変更・改正→「舞鶴市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの一部変更等について」をご覧ください。
- (3) 内訳書
 建設工事の入札については、入札時に工事費内訳書の提出が必要です。

4. 舗装工事、造園工事の指名等について

「舗装工事」、「造園工事」については、次の要件を付していますのでご注意ください。

- (1) 舗装工事の発注においては、舗装施工管理技術者(1級又は2級)の資格取得者を雇用していること。
- (2) 造園工事の発注においては、造園施工管理技士(1級又は2級)等の国家資格取得者を雇用していること。

5. 建設工事にかかる最低制限価格等について (R4.4月お知らせ)

建設工事にかかる最低制限価格等について適宜見直しを行ってきたところですが、令和4年3月4日の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデ

ル」の見直しを踏まえ、ダンプ対策の強化の取り組みとして、同様の改定等を行うこととし、令和4年5月以降に発注する建設工事の入札から適用しています。

6. 市が発注する公共工事からの暴力団排除について

舞鶴市では暴力団排除条例を制定しています。
市発注の公共工事から暴力団を排除するため、下記の点にご留意ください。

(1) 市と元請業者との契約における留意事項

- 契約金額が150万円以上の工事請負契約を締結する場合に、市への誓約書の提出が義務づけられます。

(2) 業者間の契約における留意事項

- 市発注の建設工事にかかる業者間（元請から6次下請けまで）の契約において、発注業者は相手方から誓約書を徴することが義務づけられます。（150万円以上の契約に限る）
- 徴した誓約書は、発注業者において5年間保管してください。
- 発注業者は、市の求めに応じて報告や提出をしなければなりません。

